

石狩市結婚新生活支援事業 Q&A

【対象世帯について】

Q：婚姻日における年齢はどのように確認しますか？

A：戸籍謄本等で婚姻日と夫婦の生年月日を確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることにご注意ください。

Q：石狩市以外の市町村で婚姻届を提出しましたが、対象となりますか？

A：石狩市以外での届出であっても、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていれば対象となります。

Q：再婚の場合も対象となりますか？

A：対象となります。ただし、夫婦の一方または双方がこの補助金の交付を既に受けたことがある場合（他の市町村で交付されている場合も含む）は、対象となりません。

Q：売買（賃貸借）契約した住宅の住所に引っ越しが終わっていませんが、対象となりますか？

A：対象となりません。石狩市内の住宅に引っ越しして転入（転居）届を提出し、住所を異動させてから申請となります。

【所得要件について】

Q：所得額はどのように算出するのですか？

A：給与収入の方は1年間の給料の総額から給与所得控除額を差し引いた金額、自営業の方は1年間の売上金額から必要経費を差し引いた金額が所得額となります。
複数の所得がある方（給与収入と一時所得など）は合算した金額となります。

Q：令和4年分（令和4年1月1日から同年12月31日）の夫婦の所得証明書が発行できない時期（4～5月）に申請する場合は、どうすればよいですか？

A：所得証明書の発行時期は市町村によって異なりますが、令和4年分が発行できない時期については、令和3年分（令和3年1月1日～同年12月31日）の夫婦それぞれの所得証明書を提出してください。

Q：所得証明書は所得のある人の分だけ提出すればよいですか？

A：夫婦それぞれの所得証明書の提出が必要です。

Q：貸与型奨励金の年間返済額及び期間はどのように確認するのですか？

A：申請時点において返済を行っている方が対象であり、返済額の期間は令和4年1月1日から同年12月31日まで（所得証明書の期間と同一）です。年間返済額の確認は奨学金返還証明書で行いますが、証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書や通帳等により確認します。

【対象経費について】**Q：どのような費用が対象となるのですか？**

A：次の①～④のうち、婚姻日の1年前の日から令和6年3月31日までの間に契約を締結し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に支払った費用が対象となります。

ただし、支払った金額が領収書等で確認できる費用に限り、これから支払う予定の費用は対象となりません。

また、家賃については令和6年4月分の家賃を令和6年3月中に支払ったとしても、対象経費となりません。

- ①住宅取得費（石狩市内の住宅を取得した建物の購入費）
- ②住宅賃借費（石狩市内の住宅を賃借した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
- ③引越費用（石狩市内に引っ越した場合に、引越業者・運送業者等に支払った費用）
- ④リフォーム費用（婚姻に伴い引っ越した石狩市内の住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であり、市内事業者を支払った費用）

Q：対象とならない費用はありますか？

A：住宅取得に伴う土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃借に伴う駐車場代、清掃代、鍵交換代、各種保険料、更新手数料、光熱水費、設備購入費、業者以外に依頼した引っ越しの謝礼、倉庫や車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽・融雪槽等の外構に係る工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入・設置に係る費用等は補助金の対象となりません。

また、リフォーム費用については市内事業者（石狩市内に本支店、営業所等を有する事業者）以外に支払った費用は補助金の対象となりません。

Q：夫婦以外の名義で契約した住宅の取得費または賃借費、リフォーム費用は補助対象となりますか？

A：対象となりません。

Q：賃貸物件のリフォーム費用は補助対象となりますか？

A：夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所であり、現に居住している物件であれば対象となります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用については補助対象となりません。

Q：婚姻を機に夫（妻）の実家に転入してきましたが、対象となりますか？

A：引越費用があれば対象となります。

Q：住宅取得の際、支払代金に土地の購入費用が含まれている場合は補助対象となりますか？

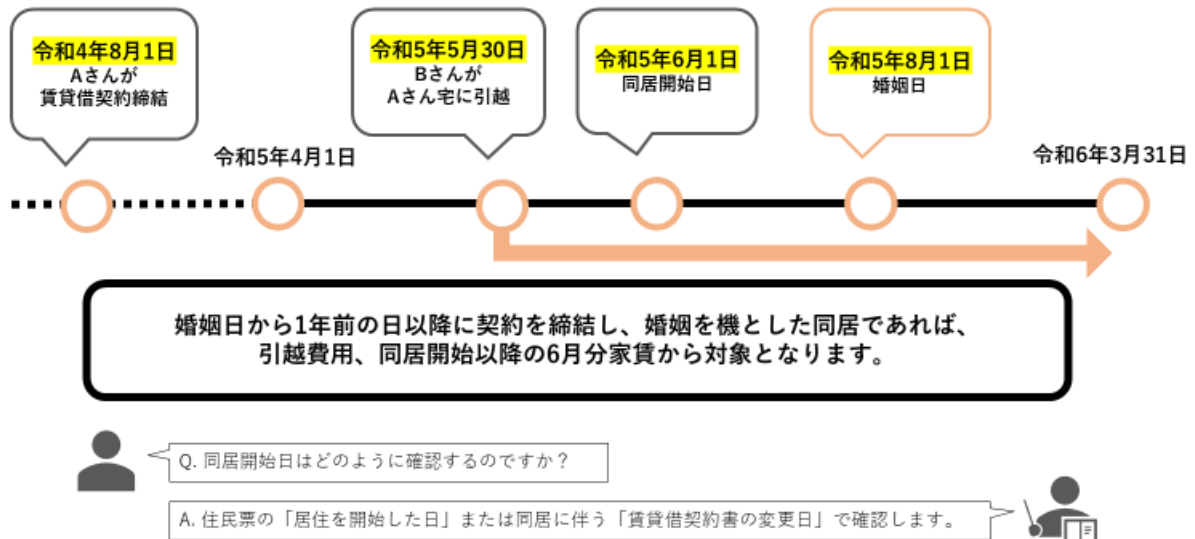
A：建物の購入費用のみが対象となります。契約書に土地代と建物代の内訳の記載がない場合は、不動産会社等に確認し、建物代が確認できるものを添付してください。不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物代と土地代は通常区分が可能です。

Q：婚姻届を提出する前から賃借していた物件で新婚生活を始める場合、対象となりますか？

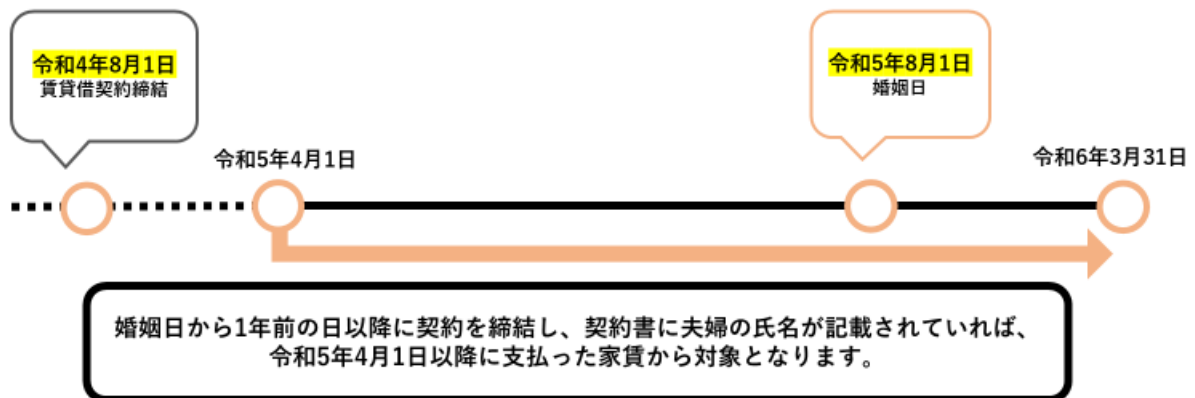
A：婚姻日の1年前の日から令和6年3月31日までの期間に賃貸借契約を締結した物件であれば対象となります。ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は同居開始後に生じた費用が対象となり、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は婚姻後に生じた費用が対象となります。

○婚姻前から居住していた物件にかかる補助対象経費の例

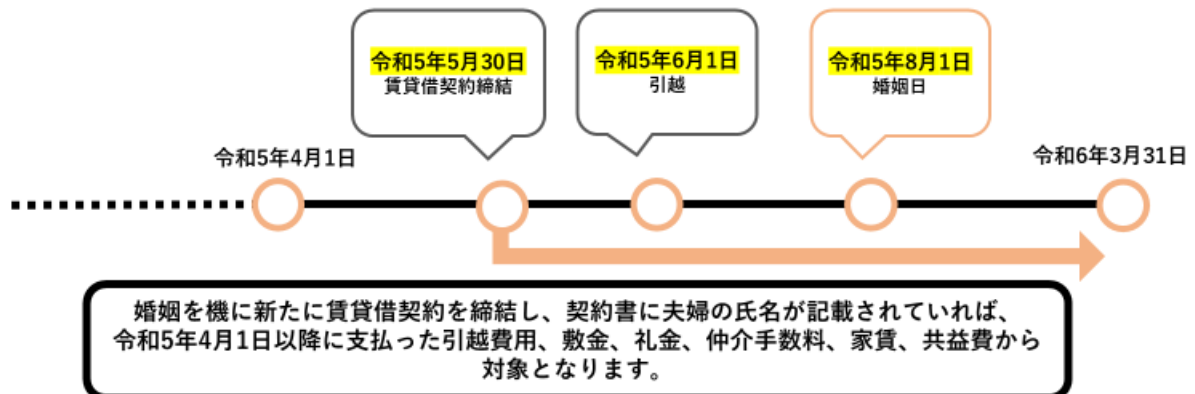
①婚姻前からAさんが賃借している石狩市の物件にBさんが入居した場合



②婚姻前から石狩市の物件で同居している場合



③令和5年4月1日以降、新たに石狩市の物件を賃借し同居している場合



Q：領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A：金額、支払の内容（〇月分家賃、引越代等）、受領日、支払者の氏名、支払先の記載が必要です。支払の内容が記載されていない場合は、請求書や明細書等、内訳のわかるものを添付してください。

Q：家賃を銀行口座からの振替で支払っていますが、領収書はどうしたらよいですか？

A：支払が確認できる通帳の写しでも代用が可能です。通帳ではなくアプリ等で口座を管理している場合は、支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、利用日が確認できるように利用明細画面を印刷したものを添付してください。

【補助金額について】

Q：補助金額の上限に達するまで、何度も申請できますか？

A：1年度1回限りです。

なお、令和5年度に石狩市結婚新生活支援事業補助金交付申請の承認を受けた世帯で、受給額が令和5年度の補助上限額に達しなかった世帯については、令和6年度に限り交付申請できる場合があります（対象となる世帯の方には、別途、必要書類等の案内を送付する予定です）。

この場合、令和5年度の補助上限額から受給額を差し引いた金額が補助金の上限額となります。例えば、令和5年度の補助上限額が30万円で受給額が20万円の場合、令和6年度に申請できる金額の上限は10万円となります。

Q：賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合、手当分も補助対象となりますか？

A：対象となりません。補助対象となるのは、勤務先から支給されている住宅手当分を除いた申請者および配偶者が実際に負担した金額となります。

賃借に係る住居費を申請される場合は、住宅手当の支給の有無にかかわらず、住宅手当支給証明書を添付してください。

【その他の補助制度との併用について】

Q：住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用はできますか？

A：こどもみらい住宅支援事業等の国の他の住宅に係る補助制度との併用はできません。

ただし、住宅リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用できます。

ご不明な点がございましたら、石狩市企画課（0133-72-3161）までお気軽にご相談ください。